

大阪市告示第1076号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年8月3日

大阪市長 横 山 英 幸

1 臨時休場

施設名	年 月 日
長居陸上競技場 長居第2陸上競技場 長居庭球場 長居相撲場 長居球技場	令和8年6月26日（金）

2 供用時間の変更

施設名	年月日	供用時間
鶴見緑地球技場 鶴見緑地運動場 鶴見緑地庭球場	令和8年6月26日（金）	正午から 午後9時まで
南港中央野球場 南港中央庭球場		正午から 午後9時まで
靱庭球場 靱テニスセンター		午前11時から 午後9時まで
大阪城弓道場		午後1時から 午後9時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）